

令和7年第3回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和7年3月24日（月）午前11時00分
2. 開 会 令和7年3月24日（月）午前11時00分
3. 閉 会 令和7年3月24日（月）午前11時50分
4. 出席委員 北田 千秋教育長
長谷川 深雪教育長職務代理者
伊丹 香寿美委員
中山 尚美委員
般谷 恵秀委員
甲斐 健委員
秋山 深幸委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長・和久田寿樹 学校教育部長・内山美智子
学校教育部長・西岡浩二 生涯学習推進部長・井上成博 学校教育部次長・本多章博 生涯学習推進部次長・堤下栄基 教育総務室長代理・草野将明 まなび舎整備課長・飯田由治 まなび舎整備課付課長・大隅昌之 指導課長・花田睦美 まなび未来課長・出村公一 学校給食センター所長・佐伯尚之 社会教育課長・西口香苗 青少年育成課長・真鍋成史 社会教育課長（文化財）・福田道正 図書館長・宮原光 指導課長代理・近田恵美 教育総務室係長
6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員の指名
日程 2 会議時間決定
日程 3 報告第 1 号 教育長の報告について
議案第12号 交野市指定文化財の指定について
議案第13号 交野市地域学校協働活動推進員の嘱

について

議案第 14 号 令和 7 年度「交野市学校教育ビジョン」
アクションプランの策定について

議案第 15 号 令和 7 年度交野市教育施策の策定につ
いて

議案第 16 号 教育委員会事務局職員の人事異動につ
いて

7. 議事内容

北田教育長 それでは只今から令和 7 年第 3 回教育委員会定例会を開催し
ます。

まず、日程 1「会議録 署名委員 指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会 会
議規則第 20 条の規定に従い、教育長が指名することとしてよろ
しいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、伊丹委員を指名します。

次に、日程 2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいて
よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、ただ今から午前 11 時 45 分までと
いたします。

では、報告第 2 号「教育長の報告について」、報告事項 1 の「令
和 7 年第 1 回議会(定例会)一般質問及び答弁の要旨について」を
議題といたします。

一般質問及び答弁の要旨につきましては、事前に内容をご確認

していただいているとは思いますが

今回 3 月議会ですので、市長の施政方針に対する質問が主でしたので、質問も市長の施政方針に関するものが多くなっております。従いまして教育委員会の答弁といたしましても、基本的には市長の考えに沿った答弁をしておりますので、その辺のことをご理解の上、ご質問等あればお願いいたします。

では、質疑に入ります。質問あるいはご意見ありましたらお願いいたします。

長谷川教育長職務代理者 31 ページ、「第二、第三、第四中学校区のコミュニティ・スクールの導入に合わせて、保護者・地域向けリーフレットを作成し、配布する予定です。」とありますが、具体的なタイムスケジュール等が分かっているれば教えてください。

大隅課長 現在、作成をしているところでして、本年度は難しいと思いますので、新年度当初に各校を通じて配布するようにしたいと思います。

北田教育長 他にいかがでしょう。

伊丹委員 41 ページと、43 ページですが、給食費に関して来年度から小学校 5 年生を無償化の対象にして、給食費を上げないというかたちで回答していただいて、これは非常にありがたいと思います。43 ページを見ると財源確保の方法としてクラウドファンディングとか企業版ふるさと納税の寄付とかいうかたちに書かれていて、これはバランスがどうなのかなってところがあって、もちろん無償化していけるのであればそれはありがたい事だと思うんですけど、その財源の確保がないにも関わらず先走って、クラウドファンディングでそれを給食費を確保するっていうのは、どうなのかなっていうのがあるので、そこは確保しつつ、財源を考えていただきたいとは思いますが。

内山部長

クラウドファンディングで全ての財源を補っていくということではなく、基本的には市の財源も見ながら、その中でこれだけ物価が高騰しておりますので、そこもクラウドファンディングを足しにしていくというのと、あと別の場所で市長がお答えしていますが、市としても一定そういう寄付とか、ふるさと納税の受け口というのを一年間ずっといつでも受けれるような体制を取りたいという趣旨がありまして、その中の一つとして給食のクラウドファンディングというのを上げておりますので、ご理解いただくようお願いいたします。

般谷委員

学校の万博の話ですが、検討中になっている学校とか、どの学校が行くか行かないのかは分からないんですか。

内山部長

学校はこちらは把握しているんですが、議会であえて学校が参加する、しないは言っておりませんので、今のところ 6 年生で参加をするという予定が 1 校と、2 月末付けでもう一度再度調査があったんですが、そこで他の学校については一応不参加という決定をしてるんですが、1 校だけ検討中のまま保留をしている学校が 1 校ございます。

般谷委員

行かない学校というのは 11 校というようなかたちですか。

内山部長

そうです。検討中が 1 校、6 年生で行きますという学校が 1 校というかたちです。

般谷委員

下見は話によると商業連合会とかが下見に行くという話もありますが、実際、教育委員会では行く行かないにしても、万博がどんなようなかたちで開催されているということとか、そういう中で下見はどのようなかたちになってるのでしょうか。

内山部長

4月6日にテストランという日程を取られておりまして、そこは指導課から2名参加予定でございます。学校の方は今のところ6月に行くということで今のところは予定はしてますので、そこについては5月頃になると思いますが、学校としての下見も行けるというように聞いておりますので、通常の遠足のようによ下見をするというようになります。

テストランの下見というのは2名でということで、事務局の方に募集じゃないですけども、一応、誰が参加するかっていうの問い合わせはありましたので、それは事務局としていく予定をしております。

北田教育長

他にいかがでしょう。

秋山委員

22ページでインターネット上の人権対策について、「各小・中学校では企業と連携したスマホ安全教室を開催」ということですが、何年生の段階で大体何回ぐらい開催かということと、あと「ICT教育担当者間によって情報リテラシーの重要性について周知」ということをあげておられますが、校内でのリテラシーの重要性についての校内での周知っていうのはどういうかたちでされてるのか教えていただけますでしょうか。

内山部長

まず児童・生徒に対するものですが、これは特に学年を決めてはいませんが、多いのは5年生、6年生あたり、それから中学生については学年問わず中1、中2、中3、全てを対象にしています。お願いする企業も、例えば消費生活センターでもやっていただいたりもできますので、その年その年で最適な方を呼んでということで、開催は全ての学校でしております。

教員のリテラシーというところでは、通常例えば各学校で、教員の個人のスマホを教室に持ち込むかどうかとか、それぞれのタブレットの使い方とか、そういうのは常々職員会議の中で校長先生方で取り決めもしておりますので、そのあたりを職員会議の中

で周知をしていったり、学校として ICT の研修の中でそういう情報リテラシーの話をするという場面もございます。

秋山委員 スマホ、特に SNS に関しては課題、問題が色々ありますので、生徒に対しても含めて教員に対してのいろんな SNS 活用における注意点や重要性、プライバシーであったりというのは引き続き教育委員会でもしっかりと伝えていただき、研修していただけたらと思います。

北田教育長 他にいかがでしょう。

中山委員 38 ページで、三中では夏服に短いパンツスタイルが導入されたというのが、「社会参加力育成事業」の一つとして、学校の決まりを生徒たちが提案して色々議論する中で、学校の決まりを変えるというかたちで、こういうのが取り組まれており、本当に自分たちの力で変えることができるんだっていうのはすごいやりがいにつながると思います。

 去年はデザートを作ったりしたと思いますが、そういう取り組みがすごくいいと感じました。

 29 ページ、一中校区のコミュニティ・スクールについての質問が出ていますが、実際 3 年間、私も携わらせていただいて、ようやく知っている人が増えたかなと思います。まだまだ全員がコミュニティ・スクールのことを理解されているかと言ったら難しい部分はあると思います。あと、みらサポと言ってそういうのをお手伝いをしてくださる方を募ったりもしていますが、そこも少しずつ広がっているかなっていうところです。あと、そういう活動を報告するために、年に一回広報誌を作っていて、今日ちょっとお持ちしたので、後で教育委員の皆さんには共有していただこうと思っています。決められた会議は年間に何回っていうようになっているで、その中でも大きく進めることが難しいと感じました。一中校区の場合は三つの部会に分かれていますが、そ

の部会の中でこの決められた回数以上に色々部会会議を開いて、じゃあどういうふうに取り組んでいこうかっていうふうな活動が行われています。

北田教育長 他にいかがでしょうか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。ではこれで報告事項１の「令和７年第１回議会(定例会)一般質問及び答弁の要旨について」を終わります。
次に、報告事項２「特定社会教育機関の管理運営に係る基本的事項を定める規則制定に対する教育委員会の意見について」を議題といたします。
それでは所管課より説明をお願いいたします。

堤下室長代理 報告事項２「特定社会教育機関の管理運営に係る基本的事項を定める規則制定に対する教育委員会の意見について」ご説明いたします。

資料、市長からの協議依頼をご覧ください。

本件につきましては、１月の定例教育委員会におきまして、生涯学習推進部門が市長部局に移管されることにより、１２件の教育委員会規則の廃止をご可決いただきましたが、その規則を市長が制定する際には、地教行法第３３条第２項の規定により、「特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について必要な事項を規則で定める場合はあらかじめ教育委員会に協議しなければならない」旨の規定がありますので、市長が規則を定めるにあたり、協議を求められたものです。

対象となります規則ですが、資料別紙をご覧ください。

１２番目の「交野市放課後児童会条例施行規則」を除きます１１件の規則が対象となります。

放課後児童会関係規則につきましては、放課後児童会は、市長

の行う事業であり、教育委員会に対する事務委任規則で教育委員会の行う事項とされておりましたので、本来の市長の事業となったこと、また、地教行法第 33 条第 2 項の社会教育機関の施設、設備などに該当しないことから、協議の対象から除外されておりますので、協議の対象が 11 件となります。

協議につきましては、教育長への事務委任の範囲であることから、市長への回答文書のとおり「意見はありません。」として、11 件の規則について回答をしております。

今回、教育長の報告としておりますのは、今まで教育委員会規則として定めておりました規則を市長が定めるということとなり、重要なものであることから、教育委員会に報告をするものです。

以上が報告事項 2 の報告でございます。

北田教育長

説明が終わりました。生涯学習部門が市長部局に移管ということで、1 月の定例会で、教育委員会内の規則廃止というのが決まりましたので、市長部局で新たに、それに変わる規則を作るという意味です。

本来的には教育長決裁ですので、定例会で諮るものではないんですけども、重要なものであることからご説明をいたしました。

質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員

質疑なし

北田教育長

質疑なしと認めます。ではこれで報告事項 2 「特定社会教育機関の管理運営に係る基本的事項を定める規則制定に対する教育委員会の意見について」を終わります。

次に、議案第 12 号「交野市指定文化財の指定について」を議題とさせていただきます。所管課より説明をお願いいたします。

真鍋課長

それでは議案 12 号「交野市指定文化財の指定について」を説

明させていただきます。ご審議、ご承認いただきたい文化財は、2月の教育委員会定例会終了後に視察いただきました、「吉向焼」でございます。

文化財のジャンルとしまして、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」に分かれていますが、吉向焼はこのうちの「無形文化財」に該当しております。

次に、現在の交野市内の指定文化財としましては市内には28件の指定文化財があり、国9件、府4件、市が15件となっています。今回、市内で初めての無形文化財の指定となる予定であります。

まずは交野市指定文化財の手続きについてご説明させていただきます。交野市文化財保護条例第3条をご覧ください。この中の第1項で「教育委員会は、市内に所在する文化財のうち、市にとって特に文化的・歴史的価値が高いと認められるものを市の文化財に指定又は認定することができる。」と規定されています。

これまでの手続きですが、1月27日に文化財審査委員会に対して吉向焼が指定文化財に相應しいのかどうかの諮問を行い、3月7日に指定文化財に相應しいという答申が出されました。その答申書は別紙のとおりであります。

指定文化財調書をご覧くださいながら文化財の概要を説明させていただきます。

まずは1ページ目の「吉向焼の歴史」をご覧ください。吉向焼は愛媛県の砥部町の砥部焼職人の家で生まれた戸田治兵衛が京都に修行に出て、京都楽家などで修業後、大坂十三にて窯を開いたことが始まりです。将軍に献上した菓子を入れる亀の食籠が誉められ、亀の甲羅にちなんで「吉向」という姓を与えられました。その後、吉向窯は大阪市内で2度移転し、その後枚方を経て、昭和54年から交野市で作陶を続けられております。

2ページ目の「無形文化財・吉向焼」をご覧ください。現在、吉向焼は茶道具を中心に低火度により軟質施釉陶器を制作され

ています。特に、黒楽の制作では鞆窯、赤楽制作では桶窯など伝統的な制作技術を保持されています。それらの制作は手びねりにより行われ、そのほか、食籠などの大型品の制作は型づくりによって行われています。

3ページ目をご覧ください。吉向焼の特徴の一つには緑の釉薬があります。初代の緑は、それは深い味わいのある色をしています。しかし、それは鉛を使った釉薬であり、近年ではこの鉛の使用が禁止されています。9世の吉向孝造氏は無鉛化によりこの緑を出すことに成功されています。

5ページ目をご覧ください。孝造氏は大学時代に日本画を学ばれ、これまでの伝統だけに縛られずに新しい分野にも取り組まれています。その代表的なものとしまして風景をモチーフに取り入れた鑑賞美術陶器があります。

6ページ目をご覧ください。孝造氏の履歴を示しております。毎年、私市小学校への作陶教室をはじめ、市民への作陶指導などをされております。そのほかの履歴を下段に示しております。

以上のように、吉向焼は芸術上価値が高く、また市の工芸史上重要な地位を占め、かつ、地域的特色が顕著な工芸技術として極めて重要であります。その技法を継承している吉向孝造氏は、この工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通しており、吉向焼という軟質施釉陶器という伝統技法を伝承するには必要な人物であります。

よって、交野市文化財保護条例第3条第1項の規定により、無形文化財の吉向焼を交野市指定文化財に指定し、その保持者として吉向孝造氏を認定したいと思います。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

北田教育長

説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

中山委員

認定された暁には広く市民の方に知っていただきたいなと思

うので可能かどうかは分かりませんが、交野市の象徴的な何かをその吉向焼きで作っていただけると多くの人に知ってもらえるのかなと思います。

秋山委員 見学させていただきまして本当に素晴らしかったので、指定文化財の指定については大賛成です。私たちも知らなかったのも、もし良かったら指定された記念ではないですが、広く交野の市民の方に知っていただけるような機会を設けていただけたらありがたいと思います。

北田教育長 教育文化会館には吉向展示会とかしていましたが、またそれも含めて、今後も広報の方もよろしくお願いします。
他にいかがでしょうか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。議案第12号「交野市指定文化財の指定について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第13号「交野市地域学校協働活動推進員の委嘱について」を議題とさせていただきます。所管課より説明をお願いいたします。

佐伯課長 平成29年の法改正により、学校支援活動において、地域と学校をつなぎ、情報共有や連絡調整を行う「コーディネーター」を、

新たに「地域学校協働活動推進員」として法律に位置づけられた存在として委嘱できるようになっております。これを受けまして推進委員の資格要件であります地域において社会的信望があり、地域学校活動に熱意と経験を有するものとしまして、別点のとおり新たに委嘱をするものでございます。なお、四中校区につきましては、コミュニティ・スクール発足と同時に推進委員を委嘱した場合、それぞれの役割の違いが理解されにくく、混乱を招く恐れがあると懸念されコミュニティ・スクール発足後、その役割が浸透しましたタイミングで、改めて学校から推薦いただき委嘱する予定としております。

北田教育長 説明が終わりました。今でもいらっしゃいますコーディネーターを新たに一時期、学校共同活動推進委員ということで、法律に基づいた立場に位置づけをとということで、今回推薦に上がっております。四中校区は今後調整しながら進めて行くということでした。

質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第13号「交野市地域学校協働活動推進員の委嘱について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「令和7年度「交野市学校教育ビジョン」アクションプランの策定について」を議題とさせていただきます

す。

これにつきましては 1 月の協議会で説明はしましたが、いただいた意見を基に大きく変更点もありますので、内容については変わってないんですけども、表し方ですとか目標の取組みとか変わっております。

所管課より説明をお願いいたします。

堤下室長代理

議案第 14 号「令和 7 年度「交野市学校教育ビジョン」アクションプランの策定について」説明させていただきます。

アクションプランにつきましては、1 月の教育委員会協議会に素案としてお示しさせていただき、素案のアクションプランは総花的でどこに力を入れたいかわからない、また、事業において事業名と内容、令和 7 年度の目標が同一である、また、記載されている目標が本当に目標となっているのかなどのご意見をいただきましたので再検討を行いました。

変更点としまして、2 ページをご覧ください。

施策の柱において取り組んでいくことや 7 年度において力を入れていく内容について記載いたしております。

横長の四角で囲った部分です。これは、4 つの柱「情（こころ）を育む学校」「確かな学びが実感できる学校」「活力ある学校」「地域とともにある学校」それぞれに記載しております。

次に、各事業、内容、令和 7 年度目標についてですが、事業の名称、内容及び目標について、どのようなことを目標にするのかなどの見直しを行いました。

次に、新規事業や拡充を行う事業につきまして、事業名の欄に「(新規)」「(拡充)」を表示し、その事業の性質を表すものとしたしました。表示がないものにつきましては、事業として前年から継続するものとなります。

以上、前回から変更し、アクションプラン案としております。

ご可決賜りますようお願いいたします。

北田教育長 説明が終わりました。実施する事業については変わらないですけども、より見やすくわかりやすく、どのへんに力を入れてるかっていうところをわかるようにということで修正をしてもらいました。

では、ご意見がありましたらお願いいたします。

秋山委員 2 ページの「豊かな心とからだの育成」人権教育の推進で、実践目標なんですけれど、実践事例を収集、あと資料や事例を収集し活用するに留まっています。先ほどのアンケートの結果もそうですが、アンケートでも人権の方に対する課題が少し不足しているところが見受けられたと思いますが、資料を収集して活用だけでこの推進をされるってところですが、これは実際どのような活用だと収集というかたちになるのか疑問に思います。研究事業を設定したり、効果的な研修を活用するっていうことは、この推進に関しては効果的かなとは思いますが、このへんはまだ動いていただけたらなっているのが感想としてあります。

北田教育長 人権教育については、毎年、北河内の大会とか、府の大会とかでも交野から発表する教員も出ていますし、そのへんで活動自体はどの学校でも盛んにしていると思います。

事業については、あくまで各学校の全学年の様々な事例を収集して、それを全校に返してその全校で活かしてもらうという、そういう意味での収集なのかなと思います。それによって全校がより一層人権教育に推進していくという、そういう意味なのかなというふうには感じます。それを実践してもらうための市教委としては段取りをするという意味なのかなと感じます。

秋山委員 6 ページですが、「スクールカウンセラーの配置及びスクールソーシャルワーカーの派遣」で、ケース会議を実施し、対応を協議するという内容ですが、目標でケース会議ではなくて、ケース会議に関する研修の実施となっています。これはなぜケース会議

を何回ではなく、ケース会議に関する研修の実施になっているのか疑問に思いました。

大隅課長 ケース会議については、何らかの子どもに関わる問題、課題が生じた際に専門家、我々も入りまして、今後の方向性等を検討するというものだと思いますけども、それがいつ起こるかわかりませんので、あらかじめ教職員に対して研修をしてケース会議とはこのような進め方をするんですよ、というのを事前に準備しておくというものですので、できればケース会議が必要な状態にならないのが一番だというふうに思いますので、年間、何十回開催するということを目標にするのではなくて、研修会の実施を目標とさせていただいたというものです。

秋山委員 研修の後のケース会議を見越してということですよ。

大隅課長 そうということです。

北田教育長 他にいかがでしょうか。
内容につきましては1月の協議会で説明しておりますので、先ほど申し上げたように分かりやすく作り直したということでご理解いただければと思います。

それではお諮りいたします。議案第14号「令和7年度「交野市学校教育ビジョン」アクションプランの策定について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「令和7年度交野市教育施策の策定について」を議題とさせていただきます。

これも 1 月の協議会でいただいた意見を基に、わかりやすくということで作り変えておりますので、所管課より説明をお願いいたします。

堤下室長代理 議案第 15 号「令和 7 年度交野市教育施策の策定について」説明させていただきます。

教育施策につきましては、アクションプラン同様 1 月の教育委員会協議会に素案としてお示しさせていただき、令和 7 年度の目標が本当に目標となっているのかなどのご意見をいただきましたので再検討を行いました。

教育施策において令和 7 年度の取り組む内容については、1 ページ及び 2 ページに各部において記載しているところです。

見直しにあたり「基本的方向と取組み」四角の表の「内容」や「令和 7 年度目標」またその下の「令和 7 年度具体的施策」等の見直しを行いました。

1 月の協議会からの修正点といたしましては、「基本的方向と取組み」について、一部修正や「令和 7 年度目標」の見直し、特に数字で目標値があるものについてはなぜその目標値としたのかを示す内容を記載しています。

また、アクションプラン同様、拡充するものについては、事業名の欄に「(拡充)」と表示するよう変更いたしました。表示がないものにつきましては、事業として前年から継続するものとなります。

以上、前回から変更いたしましたものを交野市教育施策としております。

ご可決賜りますようお願いいたします。

北田教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。

これも中身は、やる事業については、1 月の協議会で説明したとおりです。今説明があったように各項目の基本的施策の取り

組みの見直しとか、目標の根拠がわかるようにということで工夫をしてもらいました。

特にご意見がないようでしたら、お諮りいたします。

議案第15号「令和7年度交野市教育施策の策定について」原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり可決されました。

それでは、これより議案第16号「教育委員会事務局職員の人事異動について」の審議に移ります。冒頭で申し上げましたとおり、第16号は人事案件で非公開となりますが、傍聴がありませんので、ここで議案に関係ない職員の皆さんは退出していただいて結構です。

【非公開】

北田教育長 これで全ての案件の審議が終了しましたので、これにて令和7年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長 _____

委 員 _____